



# 恩賜上野動物園

## 園内広告 募集概要



公益財団法人東京動物園協会  
恩賜上野動物園  
株式会社キッズプロモーション

## はじめに

東京都恩賜上野動物園は明治15年に日本で最初の動物園として開園して以来、140年以上にわたり国民の憩いの場として親しまれ、現在でも年間約300万人以上が訪れる、日本を代表するとともに世界でも有数の動物園です。

これまでの動物園は、レクリエーションの場としての役割を求められてきましたが、地球環境問題の深刻化に伴い、持続可能な社会の実現が喫緊の課題となってくるなか、野生動物を飼育・展示することで、生態系や生息環境など多くのことを学ぶことのできる動物園の社会的役割は環境学習の担い手として大きく変貌を遂げています。また、多様な種を飼育・展示している動物園は、生物多様性保全の拠点としての役割も果たしています。

こうした取組を進めるうえで、来園者の皆様に動物のことをより知っていただくことが重要であり、園内の情報サイン等の整備は欠かせません。

恩賜上野動物園では、動物園にふさわしい協賛企業様に園内に広告を掲示していただくことで得られる資金を活用し、園内の情報サインの更新をはじめとする環境整備計画を推進していきたいと考えています。

企業の皆様におかれましては、この「環境デザイン整備事業」に是非ともご理解をいただき貴社のプロモーション活動の一環として活用していただければ幸いです。



# - 上野動物園概要 -

## 上野動物園

日本で最初にできた動物園で、年間320万人(令和5年度実績)の来園者が訪れます。アジアゾウ、ニシゴリラ等の希少動物をはじめ、300種あまりの動物が飼育されています。

上野動物園は、多くの動物において繁殖に成功しており、その長い年月で培ってきた飼育技術を活かして、様々な動物の魅力的な展示に取り組んでいます。また多くの方々に楽しんでいただきながら、野生動物や生物多様性の保全の重要性を伝えています。

上野駅からのアクセスもよく、美術館や博物館などの多くの文化施設が立地する上野の杜の中核施設として、東京近郊のみならず、国内外の広い範囲からお客様が来園します。

140年を超える長い歴史の中で、多くの動物を飼育してきましたが、特に、1972年に2頭のジャイアントパンダが来園して以来、上野といえばジャイアントパンダという存在になっています。2011年に新たに2頭のジャイアントパンダを迎え入れ、2017年、2021年には繁殖に成功したことで、上野動物園の認知度は、さらに全国区になっています。

ニシゴリラやアジアゾウといった海外の絶滅危惧種の飼育繁殖だけでなく、日本国内での環境省の保護増殖事業や、小笠原の貴重な動物の保全に協力するなど、高い技術力に裏打ちされた取組を進めています。

認知度の高さやアクセスの容易さから、海外からのお客様も増えており、まさに、名実ともに、日本を代表する動物園となっています。



## 広告の特性について



多くの来園者が観覧する人気動物の動物舎近くに設置された広告ボードは、1枚の強化ガラスでできており、スタイリッシュなデザインです。上部には動物の生態などのわかりやすい説明が記載されており、多くの方が、情報を得るためにご覧になっています。広告は、その下部に配置可能で、自然に目に入る位置にあります。ガラス製なので、広告が浮かんでいるようなイメージを創出しています。

動物園は高い公共性と強い信頼性をもった存在です。とくに、上野動物園は、日本最初の動物園として、その機能を維持発展させてきました。上野動物園の中に広告を掲出することは、貴社が野生動物の保全に高い関心を持ち、貢献していることを示すことにつながり、大人から子どもまで、幅広い世代からの好感度を上げることにつながります。

動物に関係する企業・商品に関わらず、商品や企業の好感度が上がるということで、好評をいただいております。また映画のプロモーションなどでも使用実績があり、短期のキャンペーンにもご利用いただけます。

# - 動物解説ボードについて -

設置場所	恩賜上野動物園内
広告物種類	<p><b>動物解説ボード 計6種類</b>            (ジャイアントパンダ、ハシビロコウ、キリン、アジアゾウ、ニシゴリラ、猛禽類)</p> <p><b>環境啓発ボード 1種類</b></p>
掲出期間	<p>①1年間（次年度以降自動更新可能）順次受付            ※広告掲出開始日から1年間として起算します。</p> <p>②1ヶ月(掲出保障期間：4週間)            ※年間でも販売しているため、掲出開始日の5ヶ月前からのオープンとなります。            上野動物園と東京都の審査が入る為、1ヶ月前を締め切りとさせていただきます。</p>
サイズ・仕様	別紙参照
申込の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所定の申込用紙にて申込を行ってください。</li> <li>2. 広告主は「上野動物園広告掲示等判定会」にてクライアント審査を行い、後述の判断基準に基づき広告主として決定→契約いたします。(決定優先)</li> <li>3. 決定しました広告主は40日前までに掲出デザインを提出願います。            上記判定会にてデザイン審査をさせていただきます。            ※データの入稿形式ならびに製作スケジュールは別途ご連絡いたします。</li> </ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ご提出いただいたデザインに対し、判定会より色・文字などの一部修正をお願いする場合があります。</li> <li>2. 広告シート製作・施工費は別途実費が必要となります。(後述参照)            ※製作・施工は(公財)東京動物園協会にて行います。</li> <li>3. クライアントで複数のボードに掲出をご希望の場合は、ご相談ください。</li> <li>4. 広告掲示申し込み後ならびに契約後のキャンセル料は、提案料金の100%を申し受けます。</li> <li>5. 支払条件: 掲出時現金。</li> <li>6. 広告主メリットとして、動物園のホームページ「東京ゾーネット」(<a href="http://www.tokyo-zoo.net">http://www.tokyo-zoo.net</a>)に「環境デザイン整備事業協力企業」の紹介を掲載しております。</li> </ol> <p style="text-align: right;">※年間掲出のみ</p>

# - ボード概要 -

## 動物解説ボード

### ジャイアントパンダ

掲出場所：パンダのもり前  
通行量：約290万人/年  
掲出料：①年間掲出料金：204万円(税別)  
②短期掲出料金：17万円(税別)  
シート製作取付費：107,000円(税別) ※片面掲出

### ハシビロコウ

掲出場所：ハシビロコウ舎前  
通行量：約160万人/年  
掲出料：①年間掲出料金：160万円(税別)  
②短期掲出料金：13万5千円(税別)  
シート製作取付費：125,000円(税別)

### キリン

掲出場所：  
通行量 **契約済み**  
掲出料：  
シート製作取付費：

### アジアゾウ

掲出場所：ゾウ舎前  
通行量：約220万人/年  
掲出料：①年間掲出料金：220万円(税別)  
②短期掲出料金：18万5千円(税別)  
シート製作取付費：125,000円(税別)

### ニシゴリラ

掲出場所：ゴリラ舎前  
通行量：約220万人/年  
掲出料：①年間掲出料金：220万円(税別)  
②短期掲出料金：18万5千円(税別)  
シート製作取付費：125,000円(税別)

### 猛禽類

掲出場所：猛禽舎入り口  
通行量：約160万人/年  
掲出料：①年間掲出料金：112万円(税別)  
②短期掲出料金：9万5千円(税別)  
シート製作取付費：107,000円(税別) ※片面掲出

## 環境啓発ボード

掲出場所：さるやまキッチン横  
通行量：約250万人/年  
掲出料：①年間掲出料金：250万円(税別)  
②短期掲出料金：20万9千円(税別)  
シート製作取付費：313,000円(税別) ※片面掲出

# - 各種ボード掲出場所・仕様 -

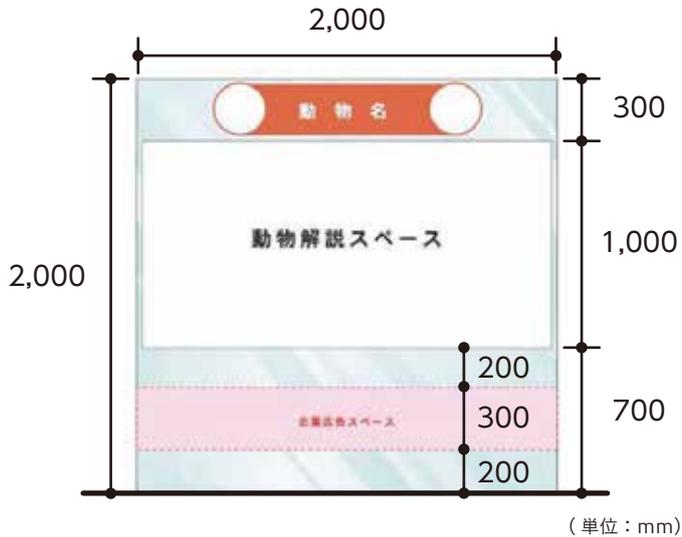
西園

東園



# - ボード仕様 -

## 動物解説ボード仕様



### 掲出サイズ

H=300mm  
W=2,000mm

### 掲出

両面  
※「ジャイアントパンダ」  
「猛禽類」  
のみ片面

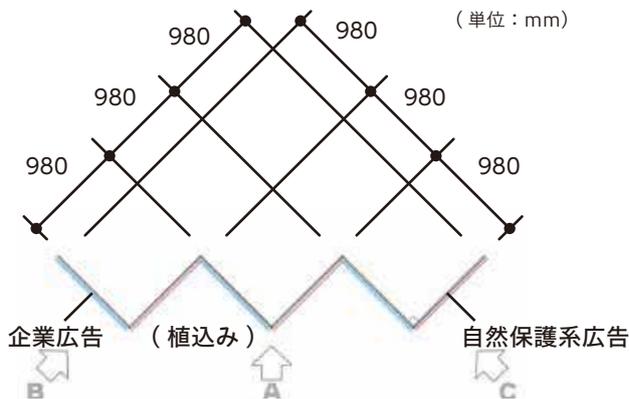
### 材質

ガラス

### 仕様

マーキングフィルム

## 環境啓発ボード仕様



### 掲出

企業広告面×3面  
H=1,080mm W=980mm  
自然保護系広告×3面  
H=1,080mm W=980mm

### 掲出

片面

### 材質

ガラス

### 仕様

マーキングフィルム

※企業・自然保護系広告ともにお客様にて  
デザインをご提出下さい。

### 企業広告

### 自然保護系広告



# - 恩賜上野動物園について -

沿革	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 明治 15 年 農商務省博物局所管の博物館の付属として開設</li><li>・ 明治 19 年 農商務省より宮内省に移管</li><li>・ 大正 13 年 宮内省より動物園を含む上野公園が東京市へ下賜</li><li>・ 昭和 47 年 日中国交正常化を記念し、中国よりパンダ寄贈</li><li>・ 昭和 57 年 開園 100 周年記念式典</li><li>・ 平成 8 年 「ゴリラ・トラの住む森」オープン</li><li>・ 平成 16 年 「ゾウのすむ森」完成</li><li>・ 令和 3 年 ジャイアントパンダ シャオシャオ・レイレイ（双子）誕生</li><li>・ 令和 4 年 開園 140 周年及びジャイアントパンダ来園 50 周年</li></ul>
名称	東京都恩賜上野動物園
住所	東京都台東区上野公園 9-83
敷地面積	14.5 ヘクタール
飼育動物数	約 300 種 3000 点
年間入場客数	約 336 万人（令和 6 年度実績）
入園料	<ul style="list-style-type: none"><li>● 一 般 600 円 団体（20 名以上）480 円</li><li>● 中 学 生 200 円 団体（20 名以上）160 円 都内在住もしくは在学の中学生は無料</li><li>● 65 歳以上 300 円 団体（20 名以上）240 円</li></ul>
開園時間	午前 9 時 30 分～午後 5 時（入園券の販売及び入園は午後 4 時まで）
無料公開日	開園記念日（3月20日）みどりの日（5月4日）都民の日（10月1日）
休園日	月曜日、年末年始 ※月曜日でも開園する場合があります。 詳細は公式ホームページをご覧ください

# - 広告掲示判断基準 1 -

## 上野動物園広告掲示判断基準

上野動物園の広告掲示については、「都立公園内における広告物の取り扱いについて」(14 建公第 180 号)に基づき、下記のとおり判断基準を定める。

### 1. 基本事項

- ① 動物園に掲示する広告として、それに相応しい品位をもったものであること。
- ② 広告は、消費者（購入者、利用者等）に対する情報の提供であること。

### 2. 掲示基準

- ① 広告を掲示できる施設の種類の、下記のとおりとする。
  - ア 環境啓発ボード
  - イ 動物解説ボード
  - ウ アドポスト（広告塔）
  - エ ジャイアントパンダ保護サポート基金（以下、「基金」という）の協賛事業のために設置した以下の各種メディア  
パンダ舎バナー、ジャイアントパンダサポーターズプレート、園内セット、園内バナー
  - オ 上記のほか、やむを得ないものとして東部公園緑地事務所長が認めたもの
- ② 広告の形状・模様・色調等は、園の美観又はイメージを損ねず、周囲の景観と調和するとともに、色彩が台東区の景観色彩ガイドラインに準じていること。
- ③ 広告内容が公序良俗に反していないことに加え、未成年者の保護及び健全育成の観点から最大限配慮されていること。
- ④ 環境啓発ボード及びアドポスト（広告塔）に掲示できる広告内容は、動物園の普及宣伝や地球環境保全、野生動物保護、希少動物の繁殖、環境学習などの動物園事業に貢献する内容が含まれているものとする。
- ⑤ 環境啓発ボード及びアドポスト（広告塔）に、団体名又は企業名及び商品名並びに商品広告を表示する場合、その表示面積は、原則として同広告施設の表面積の 1/2 以下で、かつ 10 m<sup>2</sup>以下とする。
- ⑥ 動物解説ボードに表示できる内容は、団体名又は企業名及び商品名その他これらに関連する文言等とし、その表示面積は、原則として動物解説ボードの表面積の 1/5 以下で、かつ 2 m<sup>2</sup>以下とする。
- ⑦ 基金の協賛事業に使用する各種メディアに表示できる内容は、団体名若しくは企業名又は商品名その他これらに関連する文言等とするとともに、メディア内に基金のオフィシャルロゴマークを表示するものとする。

### 3. 規制広告基準

#### 3-1 規制の観点

- ① 消費者保護の観点
  - ・ 広告を見て行動する消費者に対して不適切な表現
  - ・ 消費者に不利益となる表現
  - ・ 誇大な表現、故意に誤認させる表現
  - ・ 商品・サービス・掲出企業が社会的に不適切であるもの
  - ・ 消費者に多大な損害を与える恐れがあるもの
- ② 児童及び青少年保護の観点
  - ・ 性について露骨、卑猥な表現
  - ・ 暴力団や殺人その他反社会的な事柄を容認する表現
- ③ 動物園としての観点
  - ・ 野生生物の保護、希少動物の保全、地球環境の保全に反する内容が含まれているもの
  - ・ 特定の政治宣伝、宗教宣伝を主目的としたもの
  - ・ 人権侵害、名誉毀損等のおそれのあるもの
  - ・ 上記のほか、動物園の管理運営に支障が生じるおそれのあるもの

# - 広告掲示判断基準 2 -

## 上野動物園広告掲示判断基準

- ④ 公正競争規約としての観点
  - ・ 薬品、不動産、その他各種の公正競争規約に抵触するもの
- ⑤ 各種法令の観点
  - ・ 医療法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
  - ・ 法令若しくは条例で認められていないもの、又はこれらの手続きに抵触しているもの
- ⑥ その他社会通念上の観点
  - ・ 暴力や投機をあおる恐れのあるもの
  - ・ 不安や不快な念をもたらすもの

### 3-2 一般的な表現の規制基準

- ① 根拠のない最大限の表現（誇大広告）
- ② 故意に誤認を誘う表現（不当表示）
- ③ 効果効能の約束
  - ・ 儲かる、効く、良くなる等
- ④ 人権侵害、名誉毀損、性差別

### 3-3 業種・商品ごとの表示規制等

①不動産広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正競争規約による表示規制</li> <li>・ 投げ売り、特売、早い者勝ち等契約を急がせる表示は認めない</li> </ul>
②コンタクトレンズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「コンタクトレンズは医療器具。必ず眼科医の処方により、正しくお使い下さい。」との表示が必要</li> </ul>
③医薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「この薬は、使用上の注意をよく読んで、正しくお使い下さい。」との表示が必要。なお、痩せる、治る、軽くなる等の効能の約束表示は認めない。</li> </ul>
④病院・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法（69条；医業等に関する広告の制限、70条；広告することができる診療科名、71条；助産婦等に関する広告の制限）に規定する事項以外は認めない</li> <li>・ なお、美容、整形外科についても医療法の趣旨による</li> </ul>
⑤グループ競合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型企画、表示内容等は事前に要相談</li> </ul>
⑥銀行・信販カード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャッシング機能表示は事前に要相談</li> <li>・ 「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること</li> </ul>
⑦タイアップ広告・連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示内容等は事前に要相談</li> <li>・ 関連性がありパッケージ化されたものであれば掲出可</li> </ul>
⑧情報通信・携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 混雑した車内等では、「心臓ペースメーカー等への影響を考え携帯電話の電源をお切りください。」等のマナー表示を入れる。</li> </ul>
⑨消費者金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。</li> </ul>
⑩たばこ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。</li> </ul>
⑪酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。</li> </ul>
⑫政治宣伝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の政党、政派の政治宣伝に関わるので認めない。</li> </ul>
⑬意見広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見発表の場としないので認めない。</li> </ul>
⑭宗教、宗派	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の宗教、宗派の宣伝に関わるので認めない。</li> </ul>
⑮ギャンブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度に射幸心を煽る恐れがあるので認めない。</li> </ul>

# - 広告掲示判断基準 3 -

## 上野動物園広告掲示判断基準

⑩ 風俗営業等	<ul style="list-style-type: none"><li>・動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。(公園緑地部の広告掲示等判定会でも認めていない。)キャバレー、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、ファッションマッサージ等及び風俗特殊営業法に定める施設</li></ul>
⑰ 出版広告	<p>原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とし、その表現内容について下記の事項により審査する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虚偽もしくは不正確な表現で、事実であると誤認される恐れのない表現がないかどうか</li><li>・法令又は条例に抵触する恐れにある表現はないかどうか</li><li>・犯罪を示唆したり、暴力を礼賛するなど、社会的に悪と見なされるものを推奨又は肯定する表現がないかどうか</li><li>・出版広告に形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的の表現内容でないかどうか</li><li>・性に関する表現が、露骨又は挑発的ではないかどうか</li><li>・痴漢などの性犯罪を誘発、助長するよう表現がないかどうか</li><li>・男女の別なく不快の念をもたらす表現がないかどうか</li><li>・性犯罪や興味本位に取り上げた表現はないかどうか</li><li>・児童や未成年の性行動に関する表現がないかどうか</li></ul>

# - 掲出申込用紙送付先 -

掲出申込用紙送付先・お問い合わせ窓口

## 株式会社キッズプロモーション

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場 1-16-30 KIKビル1階

担当 弥川

TEL:03-5155-5657

FAX:03-3207-5562

E-mail:k-yagawa@kids-p.co.jp

管理元

## 公益財団法人東京動物園協会 恩賜上野動物園 教育普及課管理係

TEL:03-3828-5171 (代)